

株 主 各 位

東京都台東区上野公園4番58号

株式会社

精養軒

代表取締役社長 酒 井 裕

第156回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第156回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいまして、同封の委任状用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年4月28日（火曜日）午前10時
（受付は午前9時より開始いたします。）
2. 場 所 東京都台東区上野公園4番58号 上野精養軒 本店
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第156期（2019年2月1日から2020年1月31日まで）事業報告
及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役3名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第2号議案及び第3号議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（26頁から27頁）に記載のとおりであります。

以 上

事業報告、計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、書面による郵送または当社ホームページ（<https://www.seiyoken.co.jp/>）において掲載することにより、お知らせいたします。

【新型コロナウイルス対応につきましては次頁をご参照ください。】

＜定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止について＞

◎新型コロナウイルスの国内外での感染・発症の情報が複数報道されておりますが、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点の流行状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

◎体調のすぐれない方、ご年配の方、妊娠されている方、小さなお子様をお連れの方におかれましては、くれぐれもご無理をなさらぬようお願い申し上げます。ご欠席される場合には、書面により事前に議決権を行使していただくこともできますので、是非ご利用をご検討ください。

◎株主総会会場において、運営スタッフのマスク着用での対応、アルコール消毒液の噴霧の株主様へのお声がけなどの措置を講ずる場合がございます。

◎感染拡大防止の観点及び株主総会会場にご来場される株主様と、ご来場が難しい株主様の公平性等を勘案し、本株主総会より ご出席の株主様へのお土産は廃止 させていただくことになりました。また、本株主総会につきましては 総会開始前の飲食物の提供を取り止め させていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2019年2月1日から
2020年1月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

当期における我が国経済は、上期において、好調な企業業績、雇用・所得環境の改善などを背景に堅調に推移しました。しかしながら、下期に入り、消費増税による駆け込み需要の反動や大型台風の影響などもあり、2019年10～12月GDP成長率はマイナスに転じました。また、2020年1月以降、新型コロナウイルスの流行により、消費の自粛や投資の先送りなど、景気低迷の兆候が現れてきました。

飲食業界におきましても、経済情勢同様、上期は堅調に推移したものの、下期は消費が低迷し、加えて、人員不足に伴う人件費の高騰など収益の圧迫要因が目立って参りました。

このような情勢下、当社は、近年、積極的な営業活動の展開、スクラップ＆ビルドの推進、不動産収入の取込み、コスト削減など、収益力の改善に努めて参りました。また、人員不足の状況下、社員への教育機会の充実、処遇改善によるモチベーション向上、効率的な人員配置を進めて参りました。

しかしながら、上期は堅調に推移したものの、下期は景気低迷の影響や様々な特殊要因による上野公園の集客低下などから、減収減益となりました。

その結果、当期の売上高は33億8千8百万円（前期比：1.1%減）、営業利益は6千8百万円（前期比：50.7%減）、経常利益は8千6百万円（前期比：44.7%減）、当期純利益は3千3百万円（前期比：81.9%減）となりました。売上高を部門別に見ますと、レストランの売上高は19億6千9百万円（前期比：1.1%減）、宴会他の売上高は14億1千9百万円（前期比：1.2%減）となりました。

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの影響も加わり、内需、輸出とも伸びは弱く、景気が後退する可能性が高いものと予想されます。また、飲食業界は、将来的な人口減少や少子高齢化による食需要の縮小、深刻な人手不足、業界内競争の一層の激化など、構造的なリスクを多くかかえております。

当社といたしましては、更にブランド力を強化し、競合他社との差別化を実現して参ります。具体的には、「中期経営計画147」を軸に、創業150年（2022年）を目指し、営業力の強化、人材の育成、組織整備による合理化、施設改善の本格的な検討など、良き伝統を継承しつつ、迅速で大胆な改革を実行して参ります。

今後も食の安全性と経営の健全化を図りつつ、透明性の高い情報開示を継続して参る所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 153 期 (2017年 1 月期)	第 154 期 (2018年 1 月期)	第 155 期 (2019年 1 月期)	第156期(当期) (2020年 1 月期)
売 上 高	千円 2,994,860	千円 3,250,818	千円 3,426,599	千円 3,388,126
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	千円 △8,035	千円 10,535	千円 154,637	千円 85,563
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	千円 △16,754	千円 101,701	千円 182,087	千円 33,005
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	円 △6.44	円 39.11	円 70.02	円 12.69
総 資 産	千円 4,200,490	千円 4,505,628	千円 6,829,846	千円 6,864,662
純 資 産	千円 3,186,118	千円 3,382,701	千円 3,458,878	千円 3,511,184

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(3) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は13百万円であり、主なものは上野店の工具、器具及び備品8百万円であります。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な事業内容

当社は、フランス料理を主体としたレストラン・宴会場・結婚式場等を運営しております。

(10) 主要な営業店

営 業 店 名	所 在 地	営 業 店 名	所 在 地
上 野 東京文化会館 東京都美術館	台東区上野公園 台東区上野公園 台東区上野公園	3 1 5 3 国立科学博物館 松 屋	台東区上野公園 台東区上野公園 中央区銀座

(11) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 子	130 名	△3 名	47.4 才	24.5 年
女 子	30	-	30.7	9.4
計又は平均	160	△3	44.3	21.7

(注) 上記従業員には、パートは含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 2,600,616株（自己株式27,384株を除く。）
(2) 株 主 数 1,067名
(3) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
一般財団法人福島育英会	490,000 株	18.84 %
三井不動産株式会社	417,500	16.05
学校法人根津育英会武蔵学園	388,800	14.95
根津公一	131,672	5.06
株式会社みずほ銀行	120,000	4.61
サッポロビール株式会社	60,000	2.31
アサヒビール株式会社	60,000	2.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	51,600	1.98
精養軒従業員持株会	44,617	1.72
上田八木短資株式会社	40,200	1.55

- (注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。
2. 持株比率は自己株式（27,384株）を控除して計算しております。

- (4) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位及び担当又は重要な兼職の状況	氏 名
取 締 役 社 長 （代表取締役）	酒 井 裕
専 務 取 締 役 （管理本部長）	清 田 祐 司
常 務 取 締 役 （営業統括部長）	定 方 郷
取 締 役 （株式会社松屋 名誉会長）	古 屋 勝 彦
取 締 役 （株式会社東武百貨店 名誉会長） （学校法人根津育英会武蔵学園 理事長）	根 津 公 一
常 勤 監 査 役	山 本 憲 一
監 査 役	幸 山 守
監 査 役	江 藤 史 朗

- (注) 1. 取締役古屋勝彦、根津公一の両氏は社外取締役であります。
 2. 監査役幸山守、江藤史朗の両氏は社外監査役であります。
 3. 監査役幸山守氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役江藤史朗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 5 名 91,196千円(うち社外取締役 2 名 4,050千円)

監査役 3 名 13,155千円(うち社外監査役 2 名 5,400千円)

- (注) 1. 上記の金額には、当事業年度に係る役員賞与として取締役 3 名に対し6,000千円、役員退職慰労引当金繰入額として12,890千円（取締役 5 名に対し11,396千円、監査役 3 名に対し1,494千円）が含まれております。
 2. 取締役の報酬限度額は2007年4月26日開催の第143回定時株主総会において、年額1億8百万円以内と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は2007年4月26日開催の第143回定時株主総会において、年額1千8百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

1. 重要な兼職先と当社との関係

取締役古屋勝彦氏は株式会社松屋の名誉会長を務めております。同社は当社の出店先であります。

取締役根津公一氏は株式会社東武百貨店の名誉会長を務めております。同社は当社の旧出店先であります。また、当社の大株主学校法人根津育英会武蔵学園の理事長を務めております。

2. 社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	古 屋 勝 彦	当期開催の取締役会5回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。
社外取締役	根 津 公 一	当期開催の取締役会5回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。
社外監査役	幸 山 守	当期開催の取締役会5回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。また、当期開催の監査役会11回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	江 藤 史 朗	当期開催の取締役会5回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。また、当期開催の監査役会11回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16百万円(注)
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査項目別の監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社は、2006年7月5日開催の取締役会において決議された、「内部統制システム構築の基本方針」を2015年12月11日開催の取締役会で一部改定を行いました。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、経営会議などの取締役の業務執行状況については、議事録に情報を記し諸規程の整備と充実を図り、これに従って適切な保存・管理を行う。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各取締役はそれぞれの担当部門に関するリスクを把握し、これを適切に管理するとともに、当該リスク管理の状況について経営会議に報告し、必要に応じて規程の制定と従業員への教育を行う。また、不測の事態が発生した場合は、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、危機への対応を速やかに実施し、事業への影響を最小限にとどめる体制を構築する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役会規則に従い、重要事項の決定を行う。この他に、常勤役員で構成する経営会議を開催し、取締役それぞれの役割分担を明確化して職務執行の効率性を確保する。

④ 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制

コンプライアンスの基本理念に基づき、内部統制システムの構築及び整備の充実を図るとともに、取締役及び従業員への周知・教育を行う。また、監査役はこの内部統制システムの機能と有効性を監査する。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合には、その要請に応じて担当者を置くこととする。また、当該担当者の人事は監査役の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保するものとする。

- ⑥ 監査役の従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
従業員は、監査役から受けた指示に関し、監査役の職務の必要な範囲内において、取締役及び他の従業員の指揮命令は受けないものとする。

- ⑦ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び従業員は会社経営の重要事項及び事業運営上の業務執行の状況について監査役に定期的に報告する。また、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項が発生した場合、あるいは取締役及び従業員の不正を発見した場合は監査役に速やかに報告する。なお、監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び従業員に周知徹底する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いなどの請求については、協議の上、職務の執行に必要であると認められた場合、当該費用又は債務の処理に応ずる。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査役監査の環境整備の状況、監査に関する重要課題の他、会社が対処すべき課題等について意見交換する。また、監査法人及び内部統制責任者から、それぞれ会計監査内容及び内部統制の構築・整備状況について適宜情報交換を行う。

(2) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を一切遮断することを基本方針とし、反社会的勢力からの不当な要求に対しては組織的に毅然とした対応を行う。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務の執行について

取締役は、「取締役会規則」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等に則り、取締役の役割分担を明確にし、効率的な職務執行と重要事項の決定を行いました。また、「定款」、各会則及び「文書管理規程」に基づき、取締役の執行状況について各議事録の作成と適切な保管を行っております。さらに「株式会社精養軒行動規範」を通じて、取締役と従業員に対するコンプライアンス意識の周知徹底と、内部統制システムの充実を図りました。また、監査役及び内部監査室が当該システムの有効性について精査いたしました。

② 監査役の職務の執行について

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に参加し、代表取締役及び各取締役より業務執行の状況や会社経営の重要事項について報告を受けております。また、四半期毎に監査法人及び内部統制責任者と定期的に会合を持ち、会計監査内容及び内部統制の構築・整備状況について情報交換を行っております。さらに、「内部通報制度規程」により、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(2020年1月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,963,230,209^円	流 動 負 債	402,742,792^円
現 金 及 び 預 金	4,795,791,622	買 掛 金	63,714,348
売 掛 金	93,799,182	未 払 金	107,069,184
原 材 料	26,805,912	リ ー ス 債 務	1,379,800
貯 蔵 品	7,482,737	未 払 費 用	52,107,159
前 払 費 用	39,282,755	未 払 法 人 税 等	14,975,900
そ の 他	97,001	未 払 消 費 税 等	37,075,300
貸 倒 引 当 金	△29,000	前 受 収 益	72,647,100
固 定 資 産	1,901,431,760	預 り 金	23,174,001
有 形 固 定 資 産	1,035,398,885	賞 与 引 当 金	30,600,000
建 物	370,717,991	固 定 負 債	2,950,735,294
構 築 物	14,517,264	リ ー ス 債 務	1,588,500
機 械 及 び 装 置	6,236,895	退 職 給 付 引 当 金	507,280,575
工 具、器 具 及 び 備 品	37,879,169	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	118,086,000
土 地	603,188,266	繰 延 税 金 負 債	116,919,423
リ ー ス 資 産	2,859,300	長 期 前 受 収 益	2,201,682,796
無 形 固 定 資 産	2,023,295	そ の 他	5,178,000
借 地 権	1,512,235	負 債 合 計	3,353,478,086
電 話 加 入 権	511,060	純 資 産 の 部	
投 資 其 他 の 資 産	864,009,580	株 主 資 本	3,162,036,677^円
投 資 有 価 証 券	807,318,460	資 本 金	131,400,000
出 資 金	11,000,000	資 本 剰 余 金	4,330,109
長 期 前 払 費 用	885,600	資 本 準 備 金	4,330,109
差 入 保 証 金	44,805,520	利 益 剰 余 金	3,046,956,688
		利 益 準 備 金	32,850,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,014,106,688
		別 途 積 立 金	2,180,000,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	834,106,688
		自 己 株 式	△20,650,120
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	349,147,206
		其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	349,147,206
		純 資 産 合 計	3,511,183,883
資 産 合 計	6,864,661,969	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,864,661,969

損 益 計 算 書

(2019年2月1日から
2020年1月31日まで)

科 目	金 額
売 上 高	3,388,126,026 ^円
売 上 原 価	1,384,671,507
売 上 総 利 益	2,003,454,519
販売費及び一般管理費	1,935,877,697
営 業 利 益	67,576,822
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	964,456
受 取 配 当 金	11,354,711
雑 収 入	5,666,972
経 常 利 益	85,562,961
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	296,464
税 引 前 当 期 純 利 益	85,266,497
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	17,818,487
法 人 税 等 調 整 額	34,442,980
当 期 純 利 益	33,005,030

株主資本等変動計算書

(2019年2月1日から
2020年1月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
2019年2月1日残高	円 131,400,000	円 4,330,109	円 32,850,000	円 2,180,000,000	円 821,906,594
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△20,804,936
当 期 純 利 益					33,005,030
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	12,200,094
2020年1月31日残高	131,400,000	4,330,109	32,850,000	2,180,000,000	834,106,688

	株 主 資 本			評価・換算差額等	純資産合計
	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
	利益剰余金合計				
	円	円	円	円	円
2019年2月1日残高	3,034,756,594	△20,649,133	3,149,837,570	309,040,504	3,458,878,074
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	△20,804,936		△20,804,936		△20,804,936
当 期 純 利 益	33,005,030		33,005,030		33,005,030
自 己 株 式 の 取 得		△987	△987		△987
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				40,106,702	40,106,702
当 期 変 動 額 合 計	12,200,094	△987	12,199,107	40,106,702	52,305,809
2020年1月31日残高	3,046,956,688	△20,650,120	3,162,036,677	349,147,206	3,511,183,883

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

② その他有価証券

時 価 の あ る も の 決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

時 価 の な い も の 移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料、貯蔵品は先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度分を計上しております。

③ 退 職 給 付 引 当 金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務は簡便法に基づき計算しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

貸借対照表

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産

① 担保に供している資産

土地	579,820,000円
----	--------------

② 上記に対する債務

前受収益	72,647,100円
------	-------------

長期前受収益	2,201,682,796円
--------	----------------

計	2,274,329,896円
---	----------------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	2,520,475,152円
--------------------	----------------

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式	2,628,000株
------	------------

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	27,384株
------	---------

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2019年4月26日開催の第155回定時株主総会決議において次のとおり決議しております。

・株式の種類	普通株式
--------	------

・配当金の総額	20,804,936円
---------	-------------

・1株当たり配当金額	8円
------------	----

・基準日	2019年1月31日
------	------------

・効力発生日	2019年4月27日
--------	------------

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

2020年4月28日開催の第156回定時株主総会決議において次のとおり付議いたします。

・株式の種類	普通株式
--------	------

・配当の原資	利益剰余金
--------	-------

・配当金の総額	13,003,080円
---------	-------------

・1株当たり配当金額	5円
------------	----

・基準日	2020年1月31日
------	------------

・効力発生日	2020年4月30日
--------	------------

5. リース取引関係に関する注記

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・有形固定資産

主として、東京都美術館店における、オーダーエントリーシステム（「工具、器具及び備品」）であります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約上に残存価額保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金、設備投資資金等を自己資金で賄っており、銀行等金融機関からの借入による資金を調達しておりません。

一時的な余剰資金は、資産の保全を第一とし、比較的安全性の高い預金等で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスクの管理

営業債権については、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

ロ．市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を確認しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含まれておりません（(注)2.をご参照ください。）。

種 類	貸借対照表計上額 (円)	時 価 (円)	差 額 (円)
(1) 現金及び預金	4,795,791,622	4,795,791,622	-
(2) 投資有価証券	806,818,460	805,898,460	△920,000
資産計	5,602,610,082	5,601,690,082	△920,000

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「7. 有価証券に関する注記」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (円)
非上場株式	500,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、金融商品の時価等に関する事項に含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (円)	1年超5年以内 (円)	5年超10年以内 (円)	10年超 (円)
現金及び預金	4,795,791,622	-	-	-
投資有価証券 満期保有目的の 債券	-	100,000,000	-	-
合計	4,795,791,622	100,000,000	-	-

7. 有価証券に関する注記

(1) 満期保有目的の債券

区 分		貸借対照表 計上額(円)	時価(円)	差額(円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	100,000,000	99,080,000	△920,000
	小計	100,000,000	99,080,000	△920,000
合計		100,000,000	99,080,000	△920,000

(2) その他有価証券

区 分		貸借対照表 計上額(円)	取得原価(円)	差額(円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	642,742,492	146,775,517	495,966,975
	小計	642,742,492	146,775,517	495,966,975
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	64,075,968	67,157,355	△3,081,387
	小計	64,075,968	67,157,355	△3,081,387
合計		706,818,460	213,932,872	492,885,588

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額500,000円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含まれておりません。

(3) 減損を行った有価証券

該当事項はありません。

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けており、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

(2) 退職給付債務に関する事項

① 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整額

退職給付引当金の期首残高	508,575,135円
退職給付費用	47,594,980円
退職給付の支払額	△39,909,540円
制度への拠出	△8,980,000円
退職給付引当金の期末残高	507,280,575円

② 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整額

積立型制度の退職給付債務	133,408,550円
年金資産	△125,633,236円
非積立型制度の退職給付債務	499,505,261円
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	507,280,575円

退職給付引当金	507,280,575円
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	507,280,575円

③ 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	47,594,980円
----------------	-------------

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	155,329,312円
減損損失	18,654,887円
役員退職慰労引当金	36,157,933円
税務上の繰越欠損金(注)2	113,162,368円
投資有価証券評価損	33,279,739円
賞与引当金	9,369,720円
貸倒引当金	8,880円
その他	8,863,480円
繰延税金資産小計	374,826,319円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△113,162,368円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△234,844,992円
評価性引当額小計(注)1	△348,007,360円
繰延税金資産合計	26,818,959円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	143,738,382円
繰延税金負債合計	143,738,382円
繰延税金負債の純額	116,919,423円

(注) 1. 評価性引当額が20,182,944円増加しております。この増加の主な内容は、退職給付引当金に係る評価性引当額6,548,632円、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額12,525,083円を認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2020年1月31日)

	1年以内 (円)	1年超 2年以内 (円)	2年超 3年以内 (円)	3年超 4年以内 (円)	4年超 5年以内 (円)	5年超 (円)	合計 (円)
税務上の繰越欠損金(a)	12,205,959	13,428,203	10,825,458	60,531,880	429,387	15,741,481	113,162,368
評価性引当額	△12,205,959	△13,428,203	△10,825,458	△60,531,880	△429,387	△15,741,481	△113,162,368
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率

(調整)	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.8%
住民税均等割等	1.2%
評価性引当額増減額	23.7%
過年度法人税等	1.9%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	61.3%

10. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用の事業用地、駐車場等を有しております。2020年1月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は93,015,755円（賃貸収益は売上高に、主な費用は売上原価に計上）であります。賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は、以下のとおりであります。

貸借対照表計上額			決算日における時価 (円)
当事業年度期首残高 (円)	当事業年度増減額 (円)	当事業年度末残高 (円)	
604,757,362	△225,924	604,531,438	4,881,618,288

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 時価の算定方法
 決算日における時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

11. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (円)	科目	期末残高 (円)
主要 株主 (法人)	三井 不動産 ㈱	東京都 中央区 室町	339,766	不動産業	被所有 直接 15.89%	土地等の 賃貸	賃貸収入	104,769,336	前受 収益	72,647,100
									長期 前受 収益	2,201,682,796
							担保の提供	579,820,000	—	—

- (注) 1. 取引金額と期末残高には消費税等は含まれておりません。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 当社と三井不動産㈱は事業用定期借地権設定契約を締結しており、賃貸料は事業規模等を勘案し協議により決定しております。
 3. 前受収益及び長期前受収益の返還請求権に対し、土地を担保として提供しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,350円14銭
 (2) 1株当たり当期純利益 12円69銭

独立監査人の監査報告書

2020年3月13日

株式会社精養軒
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 智 由 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 成 島 徹 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社精養軒の2019年2月1日から2020年1月31日までの第156期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年2月1日から2020年1月31日までの第156期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年3月13日

株式会社 精 養 軒 監査役会

常勤監査役 山 本 憲 一 ㊞

社外監査役 幸 山 守 ㊞

社外監査役 江 藤 史 朗 ㊞

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株 式 会 社 精 養 軒
代表取締役社長 酒 井 裕

2. 議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金処分の件

当社は安定的な配当を実施することを基本としております。当期の剰余金処分につきましては、当期の業績、今後の経営環境の変化等の事情を考慮した結果、期末配当として以下のとおりとさせていただきます。存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金 5 円とさせていただきます。存じます。

なお、この場合の配当総額は13,003,080円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年 4 月30日

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役清田祐司、定方 郷、根津公一の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。
その候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	当 社 発 行 の 株 式 所 有 数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	当社との 特 別 の 利害関係
きよ た ゆう じ 清 田 祐 司 (1960年 5月13日)	1,000株	2001年7月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）より株式会社ダイエーに外向（事業企画部長） 2004年10月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）企業調査部シニアアナリスト 2009年4月 株式会社みずほ銀行赤羽支店支店長 2011年8月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）より当社に外向 当社総務部経営企画室顧問 2012年4月 当社常務取締役管理統括部長 2018年4月 当社専務取締役管理本部長（現在に至る）	なし
さだ かた あきら 定 方 郷 (1964年 10月16日)	1,000株	1989年4月 株式会社東武百貨店入社 2013年5月 同社取締役食品部長 2015年10月 同社取締役退任 2016年1月 当社顧問 2016年4月 当社常務取締役営業統括部長（現在に至る）	なし
ね づ こう いち 根 津 公 一 (1950年 5月16日)	131,672株	1999年1月 株式会社東武百貨店取締役社長 2002年4月 当社取締役（現在に至る） 2006年4月 学校法人根津育英会武蔵学園理事長（現在に至る） 2015年5月 株式会社東武百貨店名誉会長（現在に至る） (重要な兼職の状況) 株式会社東武百貨店名誉会長 学校法人根津育英会武蔵学園理事長	なし

- (注) 1. 根津公一氏は社外取締役候補者であります。
2. 根津公一氏は現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって18年となります。
3. 根津公一氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくために、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役幸山 守、江藤史朗の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生年月日)	当 社 発 行 の 株 式 所 有 数	略歴、地位及び重要な兼職の状況	当社との 特 別 の 利害関係
こ う や ま ま も る 幸 山 守 (1950年 8月8日)	1,000株	1981年3月 旧監査法人中央会計事務所退所 1981年4月 公認会計士 幸山 守事務所開業 (現在に至る) 2001年4月 当社監査役 (現在に至る)	なし
え とう し ろ う 江 藤 史 朗 (1957年 2月8日)	-株	1982年4月 警視庁入庁 2004年9月 警視庁警視で退庁 2008年7月 株式会社総合危機管理 代表取締役 2012年4月 当社監査役 (現在に至る) 2014年10月 江藤史朗事務所代表 (現在に至る)	なし

- (注) 1. 幸山 守、江藤史朗の両氏は社外監査役候補者であります。
2. 幸山 守氏は現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって19年となります。
3. 江藤史朗氏は現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
4. 幸山 守氏につきましては、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な見識と豊富な経験を当社の監査に反映していただくために、社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。
5. 江藤史朗氏につきましては、各種危機管理に関する情報収集・分析・対処に関する専門的な見識と豊富な経験を当社の監査に反映していただくために、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
6. 本議案において江藤史朗氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定で東京証券取引所に届け出ております。

以 上

株主メモ

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	4月
1単元の株式数	100株
配当金受領株主確定日	期末配当 1月31日
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
お手続き お問い合わせ先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL. 0120-288-324 (フリーダイヤル)
上場証券取引所	東京証券取引所 (JASDAQスタンダード)
公告方法	電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 (公告掲載URL https://www.seiyoken.co.jp/)

【株式事務に関するご案内】

● 証券会社でお取引をされている株主様

お手続き お問い合わせ先	お取引のある証券会社
お手続き内容	住所変更、単元未満株式の買取請求、配当金受取り方法のご指定、相続に伴うお手続き等

● 特別口座に記録されている株主様

特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
お手続き お問い合わせ先	〒100-8212 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 TEL. 0120-232-711 (フリーダイヤル)
お取扱店	三菱UFJ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
お手続き内容	住所変更、単元未満株式の買取請求、配当金受取り方法のご指定、相続に伴うお手続き等
特別口座での 留意事項	特別口座では、株式の売却はできません。売却するには、証券会社にお取引の口座を開設し株式の振替手続を行う必要があります。

※未払配当金の支払い、支払明細等の発行に関するお手続きは当社株主名簿管理人（みずほ信託銀行）が承ります。

お手続き お問い合わせ先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL. 0120-288-324 (フリーダイヤル)
お取扱店	みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店 株式会社みずほ銀行 本店及び全国各支店 ※ 株式会社みずほ銀行は未払配当金の支払いのみ承ります。

本社及び営業店

本 社	東京都台東区上野公園 4—58	0 3 (3821) 2 1 8 1 代 表
営 業 店		
上 野	東京都台東区上野公園 4—58	0 3 (3821) 2 1 8 1
国立科学博物館	東京都台東区上野公園 7—20	0 3 (3827) 2 0 8 0
東京都美術館	東京都台東区上野公園 8—36	0 3 (5832) 5 5 5 1
東京文化会館	東京都台東区上野公園 5—45	0 3 (3821) 9 1 5 1
3 1 5 3	東京都台東区上野公園 1—57	0 3 (3832) 3 1 5 3
松 屋	東京都中央区銀座 3—6—1	0 3 (3567) 4 9 0 8
浅 草	東京都台東区花川戸 2—6—5	0 3 (3842) 0 7 7 1
東京大学附属病院	東京都文京区本郷 7—3—1	0 3 (5842) 8 2 6 1
大 岡 山	東京都目黒区大岡山 2—12—1	0 3 (5754) 4 3 5 1

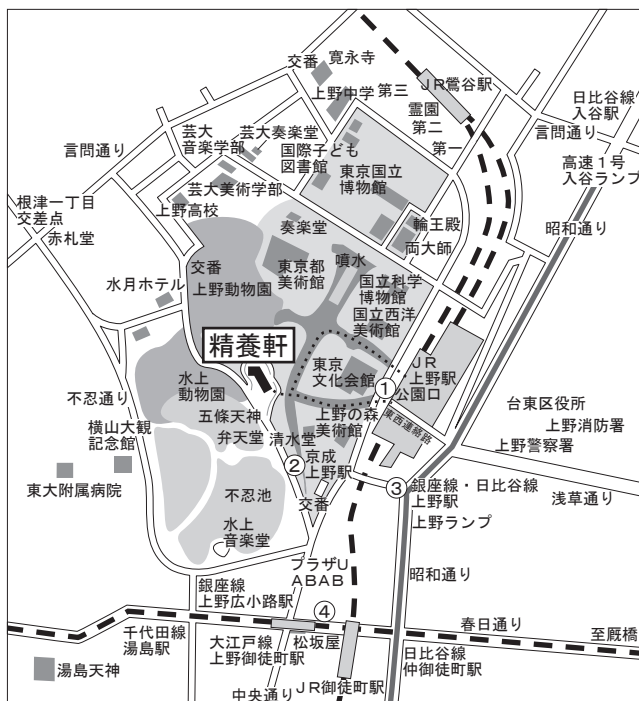
This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

＜ご案内＞

本株主総会より、ご出席の株主様へのお土産は廃止させていただくことになりました。また、本株主総会につきましては、総会開始前の飲食物の提供を取り止めさせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都台東区上野公園 4 番58号
上野精養軒 本店
電話 (03) 3821-2181



※2020年3月20日よりJR上野駅公園口の移設及び駅前広場の整備に伴い、JR上野駅公園口前の道路がロータリー化されております。車の通り抜けができませんので、ご来場の際はご注意ください。

- 会場最寄駅
- ① JR上野駅公園口……………徒歩5分
 - ② 京成上野駅……………徒歩5分
 - ③ 地下鉄上野駅……………徒歩8分
 - ④ JR御徒町駅・地下鉄上野御徒町駅……………徒歩12分